

渋川市告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市内の字の区域を別紙変更調書のとおり告示する。

なお、この字区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項に規定する換地処分公告があった日の翌日から生じる。

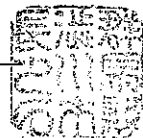
平成19年12月20日

渋川市長 木 暮 治 一

この謄本は、渋川市告示第152号の原本と相違ないことを証明する。

平成20年 1月15日

渋川市長 木 暮 治 一



別紙

変 更 調 書

大 字	字	地 番
赤城町深山	①中曲輪	甲 5 9 9 の 1、甲 5 9 9 の 2、甲 5 9 9 の 3、 5 9 9 の 2、 6 0 1 の 1、6 0 1 の 2
赤城町長井 小川田	②上大割	3 5 8 9 の 一 部、3 5 9 0 の 一 部、 3 5 9 1 の 一 部

上記区域及び③赤城町深山字芳野曲輪 7 1 8、甲 7 2 3、乙 7 2 3 に隣接する赤城町長井小川田字日蔭の水路である国有地の全部、並びに④赤城町深山字芳野曲輪乙 6 6 1、甲 6 6 2 の 1、6 6 2 の 2、6 7 0 の 5、乙 6 9 9、乙 7 1 0、7 1 0 の 4、7 1 8 に隣接する赤城町深山字岩根の水路である国有地の一部を赤城町深山字芳野曲輪に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町深山	⑤芳野曲輪	甲 7 2 3 の 一 部、7 2 4 の 1 の 一 部、 7 2 4 の 2 の 一 部、 7 2 5 の 1、7 2 5 の 2、7 2 6 の 1、 7 2 6 の 2、7 2 6 の 3、7 2 7 の 1、 7 2 7 の 2 の 一 部、7 2 7 の 3、 7 2 7 の 4 の 一 部、7 2 8 の 2 の 一 部、 7 2 8 の 3 の 一 部
赤城町長井 小川田	⑥上大割	3 5 8 9 の 一 部、3 5 9 0 の 一 部、 3 5 9 1 の 一 部、3 5 9 2、3 5 9 3 の 一 部、 3 5 9 4 の 1 の 一 部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である国有地及び市有地の全部を含む。）を赤城町長井小川田字日蔭に変更する。